

# 教育基本法改悪を許さない！

## 子どもたちの未来が危ない！ 「非常事態宣言」

政府与党は、11月16日、衆議院本会議において、野党不在の中、数の論理で教育基本法「改正案」を強行採決しました。そして今週にも参議院で強行可決・成立しようとしています。

教育基本法を変えるということは、子どもたちの未来、ひいては「国」のあり方を変えるということとても重要なことです。それがいま、国民に対して、十分な説明がなされないどころか、タウンミーティングで「やらせ」までさせ、国民を欺き教育基本法を変えようとしています。

教育基本法は国による教育への介入を許さないために成立したものです。それが「改正案」では、逆に、国が国民を縛るような内容になっているのです。国が教育内容のすべてを決めるだけでなく、家庭・地域のあり方まで決めようというのです。

「改正案」には一人ひとりの「人格の完成」という文言は残っていますが、その意味は大きく変えられ、「国家への奉仕・献身」が重要視され、子どもたちの「自由な心」は許されない内容になっています。こうして、国家に従順な国民を作り上げようというのが、「改正案」の恐るべきねらいなのです。

教育基本法は、国民を侵略戦争に追い込んだ全体主義教育の反省から、二度と戦争につながる教育はしないとの決意から生まれたものです。沖縄戦では、ひめゆり部隊や鉄血勤皇隊など16歳にも満たない中高生が、国策のための教育で戦火に巻き込まれ、命を落としました。再びこのようなことを許さないためにも、教育基本法を守り活かして行かなければならないのです。

いま、子どもたちに必要なことは、いじめや自死、未履修問題などの課題を早急に克服することであり、憲法・教育基本法が求める子どもたちの自由で多様な生き方を保証する教育です。

わたしたち、教職員組合（沖教組、高教組）は教育を担うものとして「子どもたちの未来を守る」とりくみを全国の仲間、そして多くの民主団体・県民とともに展開してきました。その結果、国民の70%近くが今国会にこだわらず、時間をかけて議論すべきだとの結果が出ています。

しかし、政府与党はこのような世論の声を無担し、強行採決しようとしています。

この目の前の教育の「危機」に対し、私たちは改めて、この国の将来の「非常事態」であることを県民にアピールします。

2006年12月4日  
沖縄県教組・沖縄県高教組協議会